

「情報公開制度」

公正で

請求から公開(開示)まで

受付
(情報公開コーナー)



市役所情報公開コーナーに備え付けの行政情報公開(個人情報開示等)請求書に必要事項を記入し、提出します。行政情報の公開請求に限り電子メールなどでも受け付けます。また、個人情報の開示請求は本人であることを証明する物が必要です。

検討・決定
(担当課)



原則として受け付けの翌日から15日以内に公開(開示)または非公開(非開示)を決めて通知します。

公開(開示) 部分公開(部分開示)

非公開(非開示)

閲覧・写しの交付
(情報公開コーナー)



不服申立て
(情報公開コーナー)

非公開(非開示)などの決定に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から数えて60日以内に、実施機関に対して不服申立てができます。

審査会

諮問

答申

実施機関

市は、学識経験者で構成する審査会の意見を尊重して、不服申立てについての決定をします。

不服申立てに対する決定

表2 主な情報公開の請求

請求の内容	決定区分
単独保留地処分基準	公開
平成15年度市町村分地方交付税算定台帳	公開
国民健康保険年齢別給付一覧表	公開
市から〇〇町自治会に支出した補助金などの額が分かる書類	公開
平成15年度生活保護法による診療報酬明細書点検業務委託契約書	部分公開 印影は偽造防止のため非公開

情報公開制度

市政への市民参加を促進

情報公開制度は、市民の皆さんが市が持っている情報(行政情報)の公開を求める権利を保障するもの。市の活動を説明することで、市政に対する市民参加を促し、公正で開かれた市政の運営を確保することが目的です。

平成十五年度の情報公開の請求・申出件数は、表1のとおり

個人情報保護制度

プライバシーを守ります

個人情報保護制度は、市が行う個人情報の取り扱いについて必要なルールを定め、自分の情報を見たり、正しく改めたりする権利を保障するもの。個人のプライバシーを保護し、公正で開かれた市政の推進に役立ちます。

平成十五年度の個人情報の開

情報公開コーナー

請求や閲覧のほか相談も

市役所2階にある情報公開コーナーでは、情報公開に関する相談や行政情報の公開請求、個人情報の開示請求などを受け付けています。請求は窓口での申し込みが原則ですが、行政情報の公開請求に限り、電子メール、ファクス、郵送などでも受け付

四十六件でした。平成十四年度の七十二件と比べると二十六件減少しています。四十六件のうち全部を公開したものは二十一件、部分公開をしたものは十九件でした。公開しなかったのは、印影や個人名、住所、電話番号などです。

また、主な情報公開請求の内容は、表2のとおりです。

示請求・申出件数は、表3のとおり六十九件。平成十四年度の六十四件と比べると五件増加しました。請求のあった六十九件のうち、五十九件が市立前橋高校の入学試験の科目別得点を本人に開示したもので、このほかには、病院や医院の診療レセプトなどの請求がありました。

けます。

また、市が作成した刊行物やパソコンも用意。書籍の閲覧や市のホームページにアクセスできます。コピーが必要な人は、コイン式のコピー機(一面十円)が設置してありますので、ご利用ください。